

稲城市告示第94号

坂浜地区の一部における住居表示の実施

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第3条第3項の規程に基づき、住居表示を実施する区域等を次のとおり定めた。

令和8年8月17日

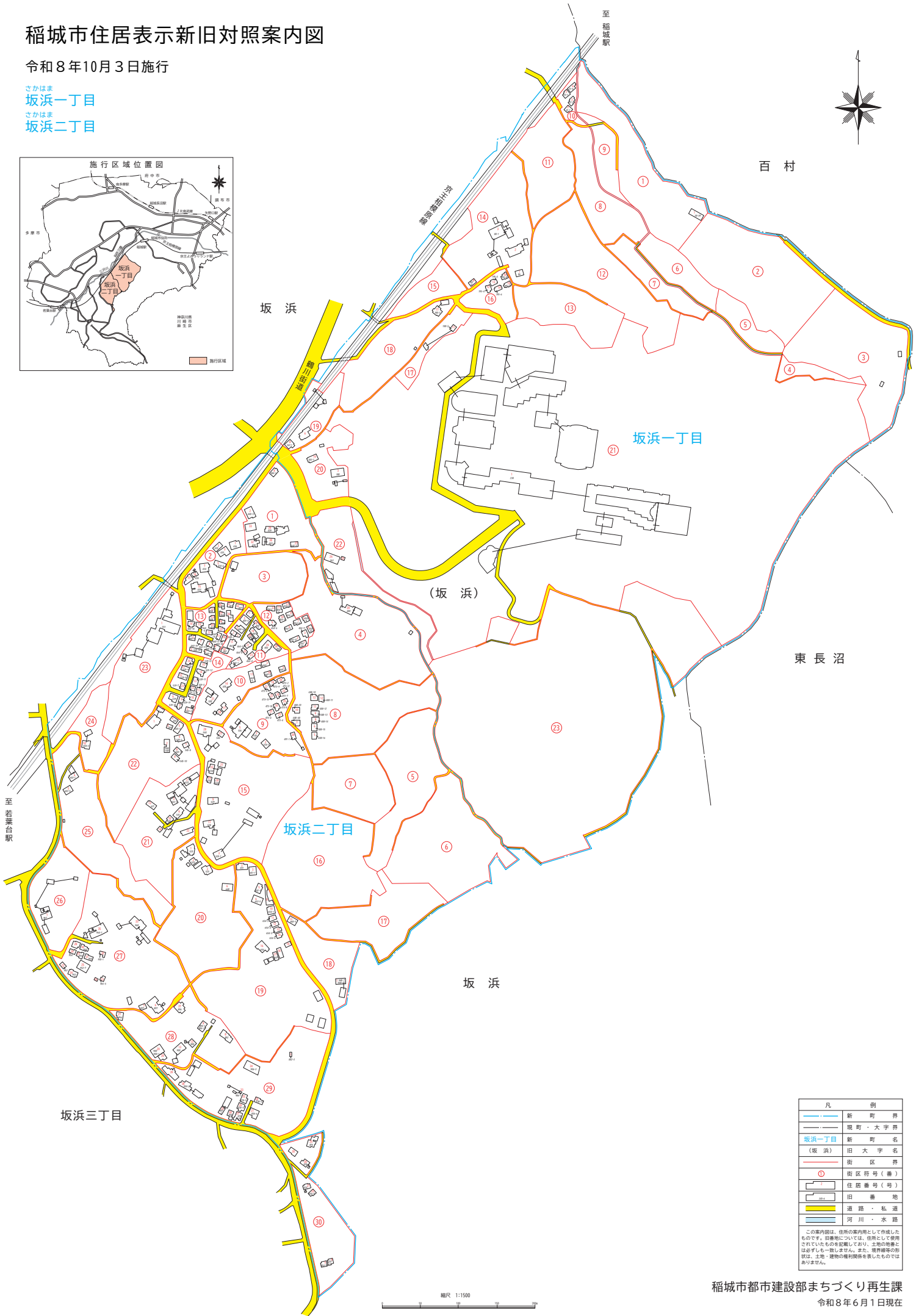
稲城市長 高 橋 勝 浩

- 1 住居表示を実施する区域
坂浜一丁目及び坂浜二丁目(別紙のとおり)
- 2 実施期日
令和8年10月3日
- 3 住居表示の方法
街区方式
- 4 街区符号及び住居番号
別紙のとおり

稲城市住居表示新旧対照案内図

令和8年10月3日施行

さかほま
坂浜一丁目
さかほま
坂浜二丁目



凡	例
—	新 町 界
—	現 町・大 字 界
坂浜一丁目	新 町 名
(坂 浜)	旧 大 字 名
—	街 区 界
①	街 区 号 (番)
—	住 居 番 号 (号)
—	旧 番 地
—	道 路・私 道
—	河 川・水 路

この案内図は、住所の案内用として作成したものです。旧番地については、住所として使用されていたものを記載してあり、土地の所有権とは必ずしも一致しません。また、境界線等の形状は、土地・建物の権利関係を表したものではありません。